

## 八頭町総合教育会議(第1回) 会議録

1. 日 時 平成27年7月28日(火)16:15～17:25
2. 場 所 八東庁舎 第2会議室
3. 出席者 吉田町長  
谷本委員長 加藤委員 勝連委員 竹内委員  
藪田教育長
- 事務局 西尾総務課長、田村教育委員会事務局次長、細田社会教育課長  
書記 小谷主幹(総務課)、山崎主任(学校教育課)

### 4. 議事日程

- ①. 開 会
- ②. 町長あいさつ
- ③. 協議事項
  - ・総合教育会議について
  - ・「教育大綱」の策定について
  - ・事務の補助執行等について
- ④. その他

## — 会 議 の 経 過 —

1. 開 会 16:15 (総務課長)

2. 町長あいさつ(町長)

3. 協議事項(進行:町長)

・総合教育会議について

総務課長 (資料に基づき説明する。)

\*質疑なし

・「教育大綱」の策定について

総務課長、次長 (資料に基づき説明する。)

(総務課長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の第1条の3第1項により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになっております。教育委員会事務局作成の教育大綱(案)を事前送付させていただいておりますので、田村次長から説明をお願いします。

(次長)

教育委員さんにおきましては、既に八頭町教育ビジョン平成24年4月に策定し、更に、今年3月には改訂版という形で承認を頂いております。総務課長の説明にもありましたように教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針ということで、教育ビジョンを基に、大枠をまとめたものとなっております。内容に入らせていただきますと、ともに学び、ともに育ちあうまち「やず」を基本理念とし、基本目標をⅠに「未来を切り拓く、明るく元気なやずっ子づくり」、Ⅱに「一人ひとりが生きがいを実感できる学びの場づくり」、Ⅲに「豊かな学びを支援するつながりづくり」とし、基本施策として、大きく学校教育、家庭・地域・社会教育、教育行政とし、詳細を掲げております。なお、総合教育会議の中に、もう一つ大きな柱がございます。それは、緊急避難的措置、いわゆるいじめが発生した場合ということがあります。八頭町では、既に、条例を制定しており、教育委員会部局では、「いじめ問題調査委員会」も設けております。町長部局においても、いじめ問題検証委員会が設置してありますので、いつでも、緊急対応できると考えております。後は、重点施策についての会合でよいのではと考えております。

(町長)

ありましたように、教育ビジョンの中から、目標であるとか施策という事を抜粋した形となっております。学校教育、家庭地域、社会教育そういった部分の具体的な取組というの

は、ポイント部分をおとした大綱ということであろうと思います。基本施策についての確認をということです。次回から予算的な話をするということでしょうか。

(次長)

今年28年予算で考えますと、例えば、小学校統合が控えていますので、当初予算の確認が求められると思います。

(町長)

予算の事は良いが、それぞれの取組については良いでしょうか。中身について、具体的にどういった進捗状況であるかという事を、互いに協議しなくてもよいかお尋ねしました。大綱は変える必要はないと思います。

(次長)

PDCA サイクルのことでしょうか。

(町長)

従来どおり、教育委員会が教育ビジョンを基に進めていくのか、それとも、会に入りどういう状況にあるのか把握する必要はないかということです。

(次長)

教育委員会サイドと致しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、業務の点検と評価をする事になっております。それを総合会議に於いても諮ったほうがよいとすれば、時期を考える必要があります。26年度の実績と27年度に向けたものも出しております。

(町長)

その辺りが分からずお尋ねしました。大綱について、また、1年に一度、会を持つという事ですが、そういうものではないという想いがありお尋ねしました。

(教育長)

いわゆるチェックの場であってもよいかもしれません。新しい制度ですので、それぞれでよいと考えます。これといったモデルがあるわけではありませんので、八頭町版を我々が作れば十分と思います。点検と評価に基づき反省点なり、次の予算に向かってお互いにやりとりをすればよいのではないのでしょうか。

(町長)

ポイントだけでもよいと思います。町長部局が何も知らないという事があってはならないと考えます。

(教育長)

例えば、点検と評価を1ヶ月前倒して、今の時期に開催すれば、9月議会に間に合うというスケジュールになります。

(委員長)

教育委員会制度は、前と変わっていないと思います。第一に責任の所在が変りました。教育長、教育委員長が一本化されました。第二に良かったのが、今回の改正で、原型が強くなりました。首長の教育に対する想いがあると思います。なければなりません。色々な問題がありますが、今後は、総合教育会議が決定機関になると思います。教育

委員が反対すれば通らないこともあります。すなわち、重要な事は首長から出していただき、細かいことは教育委員会で実行するというのではないのでしょうか。この総合教育会議にて教育に対する首長の信念をどんどん出していただきたいと思います。お互いに意見を出し合えばよいと、私は考えます。

(教育長)

あえて対立するという事ではないと考えます。県が既に事務局と協定という事をおこなわれ、ひとつのモデルになるのではと思います。我々としては、教育ビジョンをベースに進めておりますので、そこを予算的にはお願いをし、それに基づいて執行したものがどの程度出来たかということ、点検と評価については、この会議で諮ってもよいのではと思います。

(委員長)

これが出来たからといって、対立ということは考えておりません。意見は委員として言わせていただきたいと思います。

(次長)

大綱は大綱。総合会議とは、在り方として別の問題ということでしょうか。重要な施策について調整し、見直しがあれば見直しをするということですね。

(教育長)

4ページ目「町民の主体的な学習・活動の支援」に修正をお願いします。

(委員)

「ともに育てあう」でしたが、「ともに育ちあう」になっています。4ページ目「児童生徒の安全確保・アレルギー対応」は別ものだと思います。「成果を活かす仕組みづくり」は何の事かよくわかりません。

(次長)

修正させていただきます。

(町長)

大綱については、概ねよろしいでしょうか。

<承認>

・事務の補助執行等について

総務課長、次長（資料に基づき説明する。）

(総務課長)

引き続き、議事録署名人の件につきまして、八頭町総合教育会議設置要綱第7条にあります、「会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後」を「会議において定めた2名以上の出席委員の署名」ということで、事務の簡素化を図らせていただきたいと思います。また、事務の補助執行について、八頭町教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の第3条に、補助執行を行う事務を新たに追加させて頂きたいと思います。

(吉田町長)

教育委員会に主導権を持ってやっていただくということです。いかがでしょうか。

<承認>

#### 4. その他

(総務課長)

先の話の中にもありましたように、児童、生徒等の生命又は身体に被害が生じ、又はまさに被害が生じる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置については、既に、いじめ対策推進法関係で整備しております、八頭町いじめ問題調査等委員会条例等でこれまで同様の対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

\*質疑なし

#### 5. 閉 会 17:25